

2020年8月3日

各 位

会 社 名 株式会社ダイサン  
代表者名 代表取締役社長 藤田 武敏  
(コード番号 4750 東証2部)  
問合せ先 経営企画室 室長 多留 健二  
(TEL. 06-6243-8002)

### 公正取引委員会による勧告について

本日、当社は公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」）に基づく勧告を受けましたので、下記のとおりお知らせ致します。

今回の勧告は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたとして、同法第6条第1項の規定に基づく勧告となります。行為の内容は、当社と請負契約を締結し、足場の施工作业を行う施工スタッフに対して、作業の対価となる一部の支払単価について、過去二回の消費税増税（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）の際、小数点以下を切上げるところ、切下げた単価で支払っていたことであります。

本件の原因は、当社における消費税転嫁対策特別措置法及びガイドラインに対する理解が十分でなかったことにあり、対象となる施工スタッフの皆さまをはじめ、ご関係の皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、当社は、対象となる支払単価について、すでに適正な支払単価にて運用すると共に、本勧告を受け、平成26年4月1日以降の一部の支払単価を適正な単価に修正した差額については、対象となる施工スタッフに対し、順次お支払いさせていただく予定です。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、社内周知を図り、法務対応力の強化に取り組んでまいります。

以上